

2026 早川町物価高騰重点支援商品券取扱店舗募集要項

1. 目的

エネルギー・食料品価格等の物価高騰が家庭に与える影響を緩和するとともに、地域における消費活動を下支えすることを目的として、2026 早川町物価高騰重点支援商品券（以下「商品券」という。）事業を実施するにあたり、その商品券を使用して商品等を購入できる店舗等（以下「特定事業者」という。）の募集に関して定めるものとする。

2. 事業名称

2026 早川町物価高騰重点支援商品券事業

3. 事業主体

早川町

4. 事業内容

- ①商品券 1人当たり 36,000 円分を配布する。
1冊 12枚綴り（1,000円券×12枚）を3冊。
- ②使用可能期間
令和8年3月23日（月）～令和8年8月31日（月）
（※換金請求書の受付は、令和8年4月1日（水）～令和8年9月30日（水））
- ③配布対象者
基準日において、早川町住民基本台帳に登録されている者

5. 特定事業者の要件と登録方法

- ① 要件
早川町内に店舗（移動店舗を含む）を構える事業者、セルバ身延店、クスリのサンロードフレスポ身延店及びコメリハード&グリーン中富店とする。ただし、町長が認めた者はこの限りではない。
- ② 登録方法
別紙 I 「2026 早川町物価高騰重点支援商品券取扱店舗（特定事業者）登録申請書」（以下、「登録申請書」という。）に必要事項を記入し、申請期限までに以下の申込先へ持参又は郵送で提出してください。
- ③ 申請期限
令和8年2月20日（金）まで
※ただし、上記期限後も登録を受け付けます。
- ④ 提出先
〒409-2732 早川町高住758
早川町役場まちづくり政策課 政策担当
TEL 0556-45-2513

6. 特定事業者の負担

販売手数料・換金手数料の負担はありません。

7. 商品券の対象にならないもの

- ①たばこ
- ②不動産や金融商品
- ③商品券やプリペイドカードなどの換金性の高いもの
- ④国税や地方税などの公租公課
- ⑤出資、債務又は振込手数料等の支払

8. 使用に係る留意点

- ①商品券の譲渡、転売、換金、偽造を禁止する。
- ②釣銭は支払われないものとする。
- ③紛失、盗難、毀損した場合でも再発行はしないものとする。
- ④使用期間内に使用できなかった未使用の商品券があっても現金との交換はできないものとする。
- ⑤不正行為が判明した場合は、配布済の商品券の返還を求めるとともに損害賠償を求めものとする。

9. 商品券の換金

- ①特定事業者は、別紙Ⅱ「2026 早川町物価高騰重点支援商品券換金請求書」（以下、「請求書」という。）に使用された商品券を添えて、早川町役場まちづくり政策課に提出する。
- ②早川町は、別紙Ⅰ「2026 早川町物価高騰重点支援商品券取扱店舗(特定事業者)登録申請書」で登録した口座へ振り込むこととする。
- ③振込日は、早川町の指定する日とし、月3回程度とする。
- ④この請求書の受付期間を令和8年4月1日(水)～9月30日(水)とする。

10. 特定事業者であることの周知方法

本事業内容を町のHPで周知するとともに商品券配布時に、2026 早川町物価高騰重点支援商品券取扱店舗一覧を配布する。

【事業に関する問い合わせ先】

早川町役場 まちづくり政策課 政策担当
〒409-2732
山梨県南巨摩郡早川町高住758
TEL 0556-45-2513
FAX 0556-20-5000